

静岡県公立大学法人会計監査人選定要領

(令和7事業年度～令和9事業年度)

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第36条に基づき、静岡県公立大学法人の令和7事業年度に係る会計監査人を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 会計監査人の選定

会計監査人の選定は、公募型企画提案方式とし、提出された企画提案書による提案者からのプレゼンテーションにより、静岡県公立大学法人会計監査人選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案内容を審査し、最も適当と判断される者を会計監査人として選定する。

3 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、法第38条の規定により、令和7事業年度財務諸表の静岡県知事による承認のときまでとする。

なお、法第39条の規定による解任等の特別の事情がない限り、令和8事業年度及び令和9事業年度においても再任するものとする。

4 会計監査人に求める条件

次の各号に定める要件を全て満たしている者とする。

- (1) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人であり、公認会計士法の規定により、財務諸表を監査することができない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

5 会計監査人の選定に係る提案

別紙「静岡県公立大学法人会計監査人提案書作成要領」によるものとする。

6 会計監査人の選任と契約

選定後、知事が会計監査人として選任した旨の通知を、静岡県公立大学法人に対して行い、選任された会計監査人は、法人と監査契約を締結するものとする。

7 事務局

会計監査人の選定に係る事務は、静岡県企画部総合教育課で行う。

8 雑則

この要領に定めるもののほか、会計監査人の選定に関し必要な事項は別に定める。